

学校法人北陸大学寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人北陸大学と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を石川県金沢市太陽が丘1丁目1番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、「自然を愛し、生命を尊び、真理を究める人間の形成」を建学の理念とし、大学の使命である「健康社会の実現」のために、グローバルな視点を持ちつつ地域に貢献する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 北陸大学 薬学部 薬学科
- 経済経営学部 マネジメント学科
- 国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科
- 心理社会学科
- 医療保健学部 医療技術学科

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 6 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上12人以内
- (2) 監事2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。また、理事長の職を解任するときは、理事総数の3分の2以上の議決によるものとする。
- 3 役員のうちには、各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えないものとする。

(理事の選任)

第 7 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 評議員のうちから評議員会で選任した者 4人以上8人以内
- (3) 前2号に規定する者のほか理事会において選任した有識者 2人又は3人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 8 条 監事は、この法人の理事、教員を含む職員（以下「職員」という。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第 9 条 役員（第7条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常勤理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常勤理事の職務)

第13条 常勤理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事お及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及

び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した理事は出席者とみなし、議決数に計上する。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人以上25人以内の評議員をもって組織する。ただし、評議員現在数は、理事現在数の2倍を超えるものとする。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長が議長となる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した評議員は、出席者とみなし、議決数に計上する。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第22条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 4人又は5人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のものうちから、理事会において選任した者 2人
- (3) 前2号に規定する者のほか、理事会において選任した有識者 9人以上18人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、4年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載す

る財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、安全確実な方法により理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第38条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第45条 この法人は、第36条第2項の規定する書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備え置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第47条 理事(理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金120万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度

とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、学校法人北陸大学の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は昭和50年2月15日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 林屋亀次郎

(理事長)

理事 直山 檜一

理事 鵜飼 貞二

理事 山本 康二

理事 藤田 六郎

理事 荒川 宏

理事 嗟峨 逸平

理事 北元 喜雄

理事 三浦 孝次

監事 田中 嘉太郎

監事 油谷 外郷

3. 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもの」とあるのは当該学校を卒業した者が、年齢25歳以上になるまでの間は、「設置する学校に在学する者の父兄保護者」と読みかえる。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和54年3月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和58年8月2日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年7月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年12月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年12月20日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成4年8月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年12月19日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年12月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年3月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年2月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

(未来創造学部国際マネジメント学科の存続に関する経過措置)

未来創造学部国際マネジメント学科は、改正後の寄附行為第4条の規程にかかわらず、平成29年3月31日に当該学部学科に在学する者及び平成29年度以降に当該学部学科に編入学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

令和2年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1)北陸大学 薬学部 薬学科</p> <p>(削除)</p> <p>経済経営学部 マネジメント学科</p> <p>国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科</p> <p>心理社会学科</p> <p>医療保健学部 医療技術学科</p> <p><u>理学療法学科</u></p> <p>【従前の附則】</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この審附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1)北陸大学 薬学部 薬学科</p> <p><u>未来創造学部 国際教養学科</u></p> <p>経済経営学部 マネジメント学科</p> <p>国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科</p> <p>心理社会学科</p> <p>医療保健学部 医療技術学科</p> <p>(新設)</p> <p>【従前の附則】</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
区	分	年 度		3 年度	開設年度の前年度	開設年度	6 年度	7 年度	8 年度	合 計
		校	地	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—	—
	施設	基 準 内	290,730	1,144,935	—	—	—	—	—	1,435,665
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図 書	—	3,851	835	843	—	—	—	5,528
		教 具 校 具 備 品	—	229,820	33,800	—	—	—	—	263,620
	小 計		290,730	1,378,606	34,635	843	—	—	—	1,704,813
新設校の開設年度の経常経費										
合 計			290,730	1,378,606	34,635	843				1,704,813

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	632,491 千円
		基 準 外	121,559 千円
	設備	図 書	43,952 千円
		教具・校具・備品	31,991 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	1,704,813千円	令和3年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から令和3年度に290,730千円(北陸大学太陽が丘4号棟(仮称)建設工事設計監理業務35,750千円、北陸大学太陽が丘4号棟(仮称)建設工事254,980千円)を支出し、令和3年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金3,128,159千円のうち、1,414,083千円を財源に充当
合 計	1,704,813千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	令 和 元 年 度 末 (開設年度から3年前の年度)	令 和 2 年 度 末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (令和4年3月31日)
一 基本財産		16,788,229 千円	16,438,067 千円	16,322,871 千円
二 運用財産		19,599,318 千円	19,894,613 千円	19,744,407 千円
三 負債額		1,618,772 千円	1,515,839 千円	1,493,562 千円
1 固定負債		974,143 千円	976,083 千円	987,491 千円
2 流動負債		644,629 千円	539,756 千円	506,071 千円
四 基本財産＋運用財産		36,387,547 千円	36,332,680 千円	36,067,278 千円
五 純資産(四－三)		34,768,775 千円	34,816,841 千円	34,573,716 千円

貸借対照表

2022年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	32,646,944,784	32,760,371,997	△ 113,427,213
有形固定資産	16,871,378,590	16,987,230,137	△ 115,851,547
特定資産	14,660,000,000	14,660,000,000	0
その他の固定資産	1,115,566,194	1,113,141,860	2,424,334
流動資産	3,420,332,846	3,572,308,098	△ 151,975,252
資産の部合計	36,067,277,630	36,332,680,095	△ 265,402,465
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	987,490,605	976,083,073	11,407,532
流動負債	506,071,331	539,755,543	△ 33,684,212
負債の部合計	1,493,561,936	1,515,838,616	△ 22,276,680
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	38,416,535,591	38,060,472,771	356,062,820
第1号基本金	30,076,535,591	29,720,472,771	356,062,820
第2号基本金	6,000,000,000	6,000,000,000	0
第3号基本金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
第4号基本金	340,000,000	340,000,000	0
繰越収支差額	△ 3,842,819,897	△ 3,243,631,292	△ 599,188,605
純資産の部合計	34,573,715,694	34,816,841,479	△ 243,125,785
負債及び純資産の部合計	36,067,277,630	36,332,680,095	△ 265,402,465

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和4年度	医療保健学部校舎建設	鉄骨造3階建 4,670.34㎡ 金沢市太陽が丘1丁目1番地	令和5年1月	医療保健学部 理学療法学科専用
		設計監理業務	令和5年1月	医療保健学部 理学療法学科専用
		ICT教育基盤整備事業	令和5年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
		電話設備工事	令和5年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
		端末送信機取付工事	令和5年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
	機器備品の購入	実習機器備品	令和5年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
	備品の購入	備品	令和5年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
	図書の購入	917冊、5点	令和5年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
令和5年度	機器備品の購入	実習機器備品	令和6年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
	図書の購入	108冊、5種、23点	令和6年2月	医療保健学部 理学療法学科専用
令和6年度	図書の購入	65冊、48点	令和7年2月	医療保健学部 理学療法学科専用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		102,000	192,000	282,000	372,000
手数料収入		2,640	2,780	2,920	3,060
寄付金収入		200	400	600	800
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		28,000	56,000	84,000	112,000
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		2,000	4,000	6,000	8,000
雑収入		300	600	900	1,200
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		57,000	57,000	57,000	57,000
その他の収入		2,700	2,700	2,700	2,700
資金収入調整勘定		△ 57,000	△ 57,000	△ 57,000	△ 57,000
前年度繰越支払資金		0	△ 32,493	△ 8,592	69,238
収入の部合計		137,840	225,987	370,528	568,998

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		81,000	126,000	138,720	149,560
教育研究経費支出		19,128	39,336	62,460	116,240
管理経費支出		6,870	13,700	19,410	26,280
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		34,635	843	0	0
資産運用支出		26,000	52,000	78,000	104,000
その他の支出		2,700	2,700	2,700	2,700
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		△ 32,493	△ 8,592	69,238	170,218
支出の部合計		137,840	225,987	370,528	568,998

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	102,000	192,000	282,000	372,000
		手数料	2,640	2,780	2,920	3,060
		寄付金	200	400	600	800
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	300	600	900	1,200
		教育活動収入 計	105,140	195,780	286,420	377,060
	支出	人件費	84,000	132,000	145,720	157,560
		教育研究経費	30,728	62,536	107,260	172,640
		管理経費	8,570	16,900	24,210	43,080
徴収不能額等		0	0	0	0	
	教育活動支出 計	123,298	211,436	277,190	373,280	
	教育活動収支差額	△ 18,158	△ 15,656	9,230	3,780	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	2,000	4,000	6,000	8,000
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	2,000	4,000	6,000	8,000
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	2,000	4,000	6,000	8,000	
	経常収支差額	△ 16,158	△ 11,656	15,230	11,780	
特別収支	収入	資産売却差額	2,000	4,000	6,000	8,000
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	2,000	4,000	6,000	8,000
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額	2,000	4,000	6,000	8,000	
[予備費]		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 14,158	△ 7,656	21,230	19,780	
基本金組入額合計		0	0	0	0	
当年度収支差額		△ 14,158	△ 7,656	21,230	19,780	
前年度繰越収支差額		0	△ 14,158	△ 21,814	△ 584	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 14,158	△ 21,814	△ 584	19,196	

(参考)

事業活動収入 計	109,140	203,780	298,420	393,060
事業活動支出 計	123,298	211,436	277,190	373,280